



マイナちゃん

平成27年10月5日

マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお知らせします

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請を

9月25日（必着）まで

役場住民係（☎64－1102）に持参又は郵送してください！

登録は
お早めに！

※申請が必要な方

◇東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方

◇DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方

◇一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

※郵便局に転送申請をしても、通知カードは転送されませんのでご注意ください。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

●年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

●民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーに関する疑問・質問は

【マイナンバーコールセンター】0570－20－0178（全国共通ナビダイヤル）

【マイナンバーホームページ】<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています